

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業の交付対象事業費の一部が対象外

1件 不当金額(支出) 443万円

1 交付金事業の概要

株式会社新宮原木市場は、令和元、2両年度に、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業として、選別機、剥皮施設、これらに係る建屋2棟等の整備を実施した。

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領等によれば、施設等の整備に当たっては、建築基準法施行令に規定する構造耐力上主要な部分、すなわち、柱、小屋組等に用いる製材品については、「日本農林規格等に関する法律」(以下「JAS法」)の規定に基づき、「製材の日本農林規格」又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」に適合すると認められて格付けされたもの(以下「JAS材」)を使用することなどの要件を満たすこととされている。また、林野庁は、この要件を定めた理由について、木材の利用促進に当たり、品質・性能が確かなJAS材を広く普及させるためとしている。

2 検査の結果

会社は、前記選別機等の整備を事業費計1億5178万円(交付対象事業費計1億3825万円)で実施したとして、和歌山県に実績報告書等を提出し、これにより交付金6569万円の交付を受けていた。

しかし、前記建屋2棟の構造耐力上主要な部分に用いられた製材品は、JAS法に基づく認証を受けていない工場において製材されるなどして、JAS材でなかったことから、当該建屋2棟は本件交付金事業の要件を満たしていなかった。

したがって、建屋2棟に係る事業費1027万円(交付対象事業費933万円)については交付の対象とは認められず、これに係る交付金相当額443万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 間接補助事業者等	補助事業等	年度	事業費 (国庫補助 対象事業費)	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 (国庫補助 対象事業費)	不当と認める 国庫補助 金等相当額
林野庁	和歌山県 株式会社新宮原木市場 (事業主体)	林業・木材 産業成長産 業化促進対 策交付金	令和 元、2	円 1億5178万 (1億3825万)	円 6569万	円 1027万 (933万)	円 443万